

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>2. 工事仕様書の適用</p> <p>受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（平成30年6月6日改正 政令第183号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>2. 総括監督員</p> <p>本仕様書で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める監督業務を統括し、主に次の各号に掲げる業務を行う者をいう。</p> <p>(3) 工事の内容変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正）法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等</p> <p>37. 工事検査</p> <p>工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>38. 検査職員</p> <p>検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p><u>〔追加〕</u></p> <p>43. 工事</p> <p>44. 本体工事</p> <p>45. 仮設工事</p> <p>46. 工事区域</p> <p>47. 現場</p> <p>48. SI</p> <p>49. 現場発生品</p> <p>50. JIS規格</p> <p>JIS規格とは、日本工業規格をいう。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>2. 工事仕様書の適用</p> <p>受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和元年6月改正政令第44号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>2. 総括監督員</p> <p>本仕様書で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める監督業務を統括し、主に次の各号に掲げる業務を行う者をいう。</p> <p>(3) 工事の内容変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（令和元年5月改正）法律第16号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等</p> <p>37. 工事検査</p> <p>工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>38. 検査職員</p> <p>検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p><u>43. 準備期間</u></p> <p><u>準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</u></p> <p>44. 工事</p> <p>45. 本体工事</p> <p>46. 仮設工事</p> <p>47. 工事区域</p> <p>48. 現場</p> <p>49. SI</p> <p>50. 現場発生品</p> <p>51. JIS規格</p> <p>JIS規格とは、日本産業規格をいう。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>条文追加</p> <p>J I S 名称変更に伴う修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p style="color: blue;">〔追加〕</p> <p>1-1-11 受注者相互の協力</p> <p>1-1-12 調査・試験に対する協力</p> <p>1-1-13 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>1-1-14 設計図書の変更</p> <p>1-1-15 工期変更</p> <p>1. 一般事項</p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 設計図書の変更等</p> <p>受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. 工事の一時中止</p> <p>受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4. 工期の延長</p> <p>受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>1-1-11 受発注者間の情報共有</p> <p style="color: red;"><u>受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。</u></p> <p>1-1-12 受注者相互の協力</p> <p>1-1-13 調査・試験に対する協力</p> <p>1-1-14 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-42 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>1-1-15 設計図書の変更</p> <p>1-1-16 工期変更</p> <p>1. 一般事項</p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 設計図書の変更等</p> <p>受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. 工事の一時中止</p> <p>受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4. 工期の延長</p> <p>受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>条文追加</p> <p>表記修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>5. 工期の短縮</p> <p>受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-16 支給材料及び貸与品</p> <p>1-1-17 工事現場発生品</p> <p>1-1-18 建設副産物</p> <p>1-1-19 工事完成図</p> <p>1-1-20 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出</p> <p>受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 修補期間</p> <p>修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>1-1-21 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 部分払いの請求</p> <p>受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 中間前払金の請求</p> <p>受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあたっては履行報告書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-22 部分使用</p> <p>2. 監督職員による検査</p> <p>受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p> <p>1-1-23 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">[追加]</p>	<p>5. 工期の短縮</p> <p>受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-17 支給材料及び貸与品</p> <p>1-1-18 工事現場発生品</p> <p>1-1-19 建設副産物</p> <p>1-1-20 工事完成図</p> <p>1-1-21 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出</p> <p>受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 修補期間</p> <p>修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>1-1-22 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 部分払いの請求</p> <p>受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 中間前払金の請求</p> <p>受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあたっては履行報告書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-23 部分使用</p> <p>2. 監督職員による検査</p> <p>受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p> <p>1-1-24 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、標示板の記載に当たっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</u></p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>条文追記</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p>6. 労働環境__の改善</p> <p>受注者は、<u>作業員</u>の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>1-1-24 履行報告</p> <p>1-1-25 工事関係者に対する措置請求</p> <p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置</p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先</p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等（平成30年7月改正法律第78号）関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>1-1-27 爆発及び火災の防止</p> <p>1-1-28 後片付け</p> <p>1-1-29 事故報告書</p> <p>1-1-30 環境対策</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改</p>	<p style="text-align: center;">図 1-1-2 標示板の例</p> <p>6. 労働環境等の改善</p> <p>受注者は、<u>工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない</u>。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>1-1-25 履行報告</p> <p>1-1-26 工事関係者に対する措置請求</p> <p>1-1-27 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置</p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先</p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等（令和元年6月改正法律第37号）関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>1-1-28 爆発及び火災の防止</p> <p>1-1-29 後片付け</p> <p>1-1-30 事故報告書</p> <p>1-1-31 環境対策</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改正平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号の<u>ロ</u>に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定されたトンネル工事前排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等」という)を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1-1-31 文化財の保護</p> <p>1-1-32 交通安全管理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事前運搬路として公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p> <p>なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安</p>	<p>正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改正平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成23年7月13日付け国総環リ第1号)に基づき指定されたトンネル工事前排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等」という)を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1-1-32 文化財の保護</p> <p>1-1-33 交通安全管理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事前運搬路として公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p> <p>なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成30年12月改正 内閣府・国土交通省令第5号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>12. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正 政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成30年1月4日改正 政令第1号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成30年6月改正法律第41号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-33 施設管理</p> <p>受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第33条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。</p> <p>なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</p> <p>1-1-34 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 会計法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(2) 建設業法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (平成30年7月改正 法律第78号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(10) 健康保険法 (平成30年7月改正 法律第79号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(15) 道路交通法 (平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(16) 道路運送法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (平成29年5月改正 法律第40号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(22) 港湾法 (平成29年6月改正 法律第55号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(26) 航空法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(31) 火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成29年6月改正 法律第61号)</p> <p>(42) 測量法 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(43) 建築基準法 (平成30年6月改正 法律第67号)</p>	<p>施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>12. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正 政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和元年9月改正 政令第109号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和元年6月改正 法律第37号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-34 施設管理</p> <p>受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第34条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。</p> <p>なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</p> <p>1-1-35 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 会計法 (令和元年5月改正 法律第16号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和元年5月改正 法律第9号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和元年5月改正 法律第16号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成30年12月改正 法律第102号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(26) 航空法 (令和元年6月改正 法律第38号)</p> <p>(31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(42) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(43) 建築基準法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年5月改正 法律第18号)	諸基準類の改定に伴う修正
(54) 自然環境保全法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)	
(55) 自然公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(55) 自然公園法 (令和元年6月改正 法律第37号)	
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	
(59) 技術士法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)	
(60) 漁業法 (平成30年7月改正 法律第75号)	(60) 漁業法 (令和元年5月改正 法律第1号)	
(61) 空港法 (平成25年11月改正 法律第76号)	(61) 空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)	
(67) 職業安定法 (平成30年7月改正 法律第71号)	(67) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)	
(68) 所得税法 (平成30年6月改正 法律第41号)	(68) 所得税法 (令和元年6月改正 法律第28号)	
(69) 水産資源保護法 (平成27年9月改正 法律第70号)	(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)	
(70) 船員保険法 (平成29年6月改正 法律第52号)	(70) 船員保険法 (令和元年5月改正 法律第9号)	
(72) 電波法 (平成30年5月改正 法律第24号)	(72) 電波法 (令和元年6月改正 法律第23号)	
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年6月改正 法律第20号)	
(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第56号)	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)	
(79) 警備業法 (平成30年5月改正 法律第33号)	(79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)	
(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成30年6月改正 法律第41号)	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	
1-1-35 官公庁等への手続等	1-1-36 官公庁等への手続等	
1-1-36 施工時期及び施工時間の変更	1-1-37 施工時期及び施工時間の変更	
1-1-37 工事測量	1-1-38 工事測量	
1-1-38 不可抗力による損害	1-1-39 不可抗力による損害	
1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	
2. 設計図書で定めた基準 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。	2. 設計図書で定めた基準 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。	
3. その他 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	3. その他 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	
1-1-39 特許権等	1-1-40 特許権等	
1-1-40 保険の付保及び事故の補償	1-1-41 保険の付保及び事故の補償	

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
1-1-41 臨機の措置	1-1-42 臨機の措置	
1-1-42 主任技術者又は監理技術者の変更 開発局独自	1-1-43 主任技術者又は監理技術者の変更 開発局独自	
1-1-43 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	1-1-44 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	
1-1-44 ISO9001 (ISO9001 認証取得を活用した監督業務等工事) 開発局独自	1-1-45 ISO9001 (ISO9001 認証取得を活用した監督業務等工事) 開発局独自	
1-1-45 ISO9001 (ISO9001 認証取得を活用した監督業務等対象工事以外) 開発局独自	1-1-46 ISO9001 (ISO9001 認証取得を活用した監督業務等対象工事以外) 開発局独自	
1-1-46 低入札価格調査制度について 開発局独自	1-1-47 低入札価格調査制度について 開発局独自	
1-1-47 低入札価格調査対象工事における前金払いの縮減について 開発局独自	1-1-48 低入札価格調査対象工事における前金払いの縮減について 開発局独自	
1-1-48 「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」における受注者側技術者の増員について 開発局独自	1-1-49 「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」における受注者側技術者の増員について 開発局独自	
1-1-49 工事コスト調査及び工事コスト調査の内訳の公表について 開発局独自	1-1-50 工事コスト調査及び工事コスト調査の内訳の公表について 開発局独自	
1-1-50 低入札価格調査制度対象工事における検査・監督等の強化について 開発局独自	1-1-51 低入札価格調査制度対象工事における検査・監督等の強化について 開発局独自	
1-1-51 グリーン購入法に基づく特定調達品目調達実績集計調査について 開発局独自	1-1-52 グリーン購入法に基づく特定調達品目調達実績集計調査について 開発局独自	
1-1-52 グリーン購入法に基づく特定調達品目について 開発局独自	1-1-53 グリーン購入法に基づく特定調達品目について 開発局独自	
1-1-53 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について 開発局独自	1-1-54 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について 開発局独自	
1-1-54 工事不具合等発生時の措置について 開発局独自	1-1-55 工事不具合等発生時の措置について 開発局独自	
1-1-55 ワンデーレスポンス 開発局独自	1-1-56 ワンデーレスポンス 開発局独自	
1-1-56 出来高部分払方式の実施について 開発局独自	1-1-57 出来高部分払方式の実施について 開発局独自	
1-1-57 技術調整会議の実施について 開発局独自	1-1-58 技術調整会議の実施について 開発局独自	
1-1-58 中間技術検査 開発局独自	1-1-59 中間技術検査 開発局独自	
1-1-59 公共工事等における新技術活用【発注者指定型】 開発局独自	1-1-60 公共工事等における新技術活用【発注者指定型】 開発局独自	
1-1-60 公共工事等における新技術活用【施工者希望型】 開発局独自	1-1-61 公共工事等における新技術活用【施工者希望型】 開発局独自	
1-1-61 詳細設計付き施工発注方式 開発局独自	1-1-62 詳細設計付き施工発注方式 開発局独自	
1-1-62 総合評価提案内容の確認 開発局独自	1-1-63 総合評価提案内容の確認 開発局独自	
1-1-63 品質証明 (社内検査) について 開発局独自	1-1-64 品質証明 (社内検査) について 開発局独自	
1-1-64 総価契約単価合意方式について 開発局独自	1-1-65 総価契約単価合意方式について 開発局独自	
1-1-65 土木工事における受発注者の業務効率化の実施 (工事書類簡素化) について 開発局独自	1-1-66 土木工事における受発注者の業務効率化の実施 (工事書類簡素化) について 開発局独自	
1-1-66 デジタル工事写真の黒板情報電子化について 開発局独自	1-1-67 デジタル工事写真の黒板情報電子化について 開発局独自	
1-1-67 石綿障害予防規則に基づく調査・分析の費用等について 開発局独自	1-1-68 石綿障害予防規則に基づく調査・分析の費用等について 開発局独自	
1-1-68 工事で発生する副産物等の取り扱いについて	1-1-69 工事で発生する副産物等の取り扱いについて	
1-1-69 特定外来生物 (植物) について	1-1-70 特定外来生物 (植物) について	
1-1-70 ライフライン事故防止について	1-1-71 ライフライン事故防止について	
1-1-71 工事円滑化会議の実施について	1-1-72 工事円滑化会議の実施について	
1-1-72 設計変更確認会議の実施について	1-1-73 設計変更確認会議の実施について	
1-1-73 地域外からの労務者確保について	1-1-74 地域外からの労務者確保について	
1-1-74 遠隔地からの建設資材調達について	1-1-75 遠隔地からの建設資材調達について	

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第2章 土 工</p> <p>第3節 土工</p> <p>2-3-1 一般事項</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、建設発生土については、第1章 1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。</p> <p>2-3-4 路床盛土工</p> <p>10. 路床盛土の締固め度</p> <p>路床盛土の締固め度については、第1章 1-1-1-23施工管理第8項の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>3-3-2 工場の選定</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。</p> <p>JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたい。その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	<p>第2章 土 工</p> <p>第3節 土工</p> <p>2-3-1 一般事項</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、建設発生土については、第1章 1-1-19建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。</p> <p>2-3-4 路床盛土工</p> <p>10. 路床盛土の締固め度</p> <p>路床盛土の締固め度については、第1章 1-1-1-24施工管理第8項の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>3-3-2 工場の選定</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。</p> <p>JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたい。その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>JIS名称の変更に伴う修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第7節 鉄筋工 3-7-5 継手 2. 重ね継手 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm 以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。 なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p> <p>第10節 寒中コンクリート 3-10-3 養生 5. 養生中のコンクリート温度 受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。ただし、激しい気象を受けるコンクリートは、表1-3-4-1の圧縮強度が得られるまではコンクリートの温度を5℃以上に保つことを標準とする。 なお、表1-3-4または表1-3-4-1の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として第3章 3-6-9 養生に示す期間も満足する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">第4章 材 料</p> <p>第4節 骨 材 4-4-3 アスファルト舗装用骨材 5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用） 路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表 4-12 の規格に適合するものとする。</p>	<p>第7節 鉄筋工 3-7-5 継手 2. 重ね継手 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm 以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。 なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」(土木学会、平成15年11月)により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p> <p>第10節 寒中コンクリート 3-10-3 養生 5. 養生中のコンクリート温度 受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。ただし、激しい気象を受けるコンクリートは、表1-3-4-1の圧縮強度が得られるまではコンクリートの温度を5℃以上に保つことを標準とする。 なお、表1-3-4または表1-3-4-1の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-3に示す期間も満足する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">第4章 材 料</p> <p>第4節 骨 材 4-4-3 アスファルト舗装用骨材 5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用） 路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表 4-12 の規格に適合するものとする。</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正（図表）</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由																																																																																																																																																																												
<p style="text-align: center;">表 4-12 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修 正 C B R %</th> <th>一軸圧縮 強 さ MPa</th> <th>単位容積 質 量 kg/L</th> <th>呈 色 判定試験</th> <th>水浸膨張比 %</th> <th>エージング 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80 以上</td> <td>—</td> <td>1.5 以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5 以下</td> <td>6 ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80 以上</td> <td>1.2 以上</td> <td>1.5 以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5 以下</td> <td>6 ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30 以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5 以下</td> <td>6 ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節 セメント及び混和材料</p> <p>4-7-1 一般事項</p> <p>7. 異常な混和剤使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した<u>セメント</u>を使用してはならない。</p> <p>9. 異常な混和材使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した<u>セメント</u>を使用してはならない。</p> <p>4-9-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正 政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表4-27、表4-28、表4-29の規格に適合するものとする。</p> <p>第13節 道路標識及び区画線</p> <p>4-13-1 道路標識</p> <p style="text-align: center;">表 4-30 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">封入 レン ズ型</td> <td rowspan="2">12'</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20'</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	修 正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間	MS	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上	HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上	CS	30 以上	—	—	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上		観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	封入 レン ズ型	12'	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	20'	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	<p style="text-align: center;">表 4-12 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修 正 C B R %</th> <th>一軸圧縮 強 さ MPa</th> <th>単位容積 質 量 kg/L</th> <th>呈 色 判定試験</th> <th>水浸膨張比 %</th> <th>エージング 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80 以上</td> <td>—</td> <td>1.5 以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0 以下</td> <td>6 ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80 以上</td> <td>1.2 以上</td> <td>1.5 以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0 以下</td> <td>6 ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30 以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0 以下</td> <td>6 ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td><u>試験法</u></td> <td><u>E001</u></td> <td><u>E003</u></td> <td><u>A023</u></td> <td><u>E002</u></td> <td><u>E004</u></td> <td><u>ニ</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節 セメント及び混和材料</p> <p>4-7-1 一般事項</p> <p>7. 異常な混和剤使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した<u>混和剤</u>を使用してはならない。</p> <p>9. 異常な混和材使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した<u>混和剤</u>を使用してはならない。</p> <p>4-9-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正 政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表4-27、表4-28、表4-29の規格に適合するものとする。</p> <p>第13節 道路標識及び区画線</p> <p>4-13-1 道路標識</p> <p style="text-align: center;">表 4-30 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">封入 レン ズ型</td> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">40°</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">40°</td> <td>5°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	修 正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間	MS	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上	HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上	CS	30 以上	—	—	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上	<u>試験法</u>	<u>E001</u>	<u>E003</u>	<u>A023</u>	<u>E002</u>	<u>E004</u>	<u>ニ</u>		観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	封入 レン ズ型	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	5°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	30°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	<p>誤記の修正</p> <p>誤記の修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正（図表）</p>
呼び名	修 正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間																																																																																																																																																																								
MS	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上																																																																																																																																																																								
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上																																																																																																																																																																								
CS	30 以上	—	—	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上																																																																																																																																																																								
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																							
封入 レン ズ型	12'	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																																																																																							
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																																																							
	20'	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																																																							
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																																																							
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																																																							
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																							
呼び名	修 正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間																																																																																																																																																																								
MS	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上																																																																																																																																																																								
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上																																																																																																																																																																								
CS	30 以上	—	—	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上																																																																																																																																																																								
<u>試験法</u>	<u>E001</u>	<u>E003</u>	<u>A023</u>	<u>E002</u>	<u>E004</u>	<u>ニ</u>																																																																																																																																																																								
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																							
封入 レン ズ型	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																																																																																							
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																																																							
	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																																																							
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																																																							
	40°	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																																																							
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																																																							
40°	5°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																																																																								
	30°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																																																																								

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>5-1-11 施工管理</p> <p>1. 適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1章1-1-23施工管理の規定に加え以下の規定による。</p> <p>5-1-12 工事中の安全確保</p> <p>1. 適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1章1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。</p> <p>2. 建設工事公衆災害防止対策要綱</p> <p>受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>5-1-13 交通安全管理</p> <p>1. 適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1章1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による。</p> <p>5-1-14 工事測量</p> <p>1. 適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1章1-1-37工事測量の規定に加え以下の規定による。</p> <p>第3節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成28年3月)</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)</p> <p>第4節 共通的工種</p> <p>5-4-6 小型標識工</p> <p>3. 標示板基板の表面状態</p> <p>受注者は、標示板基板表面を_____機械的に_____研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性<u>処理液</u>）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>5. 反射シートの貼付け方式</p> <p>受注者は、重ね貼り方式又は、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。</p>	<p>受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>5-1-11 施工管理</p> <p>1. 適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1章1-1-24施工管理の規定に加え以下の規定による。</p> <p>5-1-12 工事中の安全確保</p> <p>1. 適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1章1-1-27工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。</p> <p>2. 建設工事公衆災害防止対策要綱</p> <p>受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>5-1-13 交通安全管理</p> <p>1. 適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1章1-1-33交通安全管理の規定に加え以下の規定による。</p> <p>5-1-14 工事測量</p> <p>1. 適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1章1-1-38工事測量の規定に加え以下の規定による。</p> <p>第3節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成31年3月)</p> <p>国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)</p> <p>第4節 共通的工種</p> <p>5-4-6 小型標識工</p> <p>3. 標示板基板の表面状態</p> <p>受注者は、標示板基板表面を<u>サンドペーパー</u>や機械的に<u>より</u>研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性<u>界面活性剤</u>）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>5. 反射シートの貼付け方式</p> <p>受注者は、重ね貼り方式又は、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。<u>印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければなら</u></p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>表記の修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、<u>5~10mm程度</u>重ね合わせなければならない。</p> <p>15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付<u>け</u>鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p> <p>5-4-25 銘板工 開発局独自</p> <p>1. 橋歴板工 (1) 受注者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202 (鑄鉄用銅合金地金) による鑄鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図 5-2 によらなければならない。</p> <div style="text-align: center;"> <p>板厚8mm 字厚5mm 計13mm 耕作橋等は、活荷重を「設計荷重: 10t」とする。 完成年月日を記入する。</p> </div> <p style="text-align: center;">図 5-2</p>	<p><u>い。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。</u></p> <p>8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm<u>以上</u>重ね合わせなければならない。</p> <p>15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p> <p>5-4-25 銘板工 開発局独自</p> <p>1. 橋歴板工 (1) 受注者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202 (鑄鉄用銅合金地金) による鑄鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図 5-2 によらなければならない。</p> <div style="text-align: center;"> <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p> </div> <p style="text-align: center;">図 5-2</p> <div style="text-align: center;"> <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p> </div> <p style="text-align: center;">図 5-2</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正 (図表)</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由																								
<p>第5節 基礎工</p> <p>5-5-4 既製杭工</p> <p>21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手</p> <p>既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。</p> <p>(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 5-11 の許容値を満足するように施工しなければならない。</p> <p>なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 5-11 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1016mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mm を超え 1524mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5-5-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>11. 鋼管矢板の溶接</p> <p>鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。</p>	外 径	許容量	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm 以上 1016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1016mm を超え 1524mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>第5節 基礎工</p> <p>5-5-4 既製杭工</p> <p>21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手</p> <p>既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。</p> <p>(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 5-11 の許容値を満足するように施工しなければならない。</p> <p>なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 5-11 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1016mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mm を超え 2000mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5-5-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>11. 鋼管矢板の溶接</p> <p>鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。</p>	外 径	許容量	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm 以上 1016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1016mm を超え 2000mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>誤記の修正</p> <p>表記の修正（図表）</p> <p>誤記の修正</p>
外 径	許容量	摘 要																								
700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700mm 以上 1016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1016mm を超え 1524mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
外 径	許容量	摘 要																								
700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700mm 以上 1016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1016mm を超え 2000mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第7節 一般舗装工</p> <p>5-7-2 材料</p> <p>4. 試験練り</p> <p>受注者は、舗設に先<u>だ</u>って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。</p> <p>5-7-7 アスファルト舗装工</p> <p>3. セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工に先<u>だ</u>って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-7-12 コンクリート舗装工</p> <p>3. セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-10-14 骨材再生工</p> <p>1. 骨材再生工の施工</p> <p>骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1章1-1-18建設副産物の規定による。</p> <p>5-10-15 運搬処理工</p> <p>1. 工事現場発生品の規定</p> <p>工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1章1-1-17工事現場発生品の規定による。</p> <p>2. 建設副産物の規定</p> <p>工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1章1-1-18建設副産物の規定による。</p>	<p>第7節 一般舗装工</p> <p>5-7-2 材料</p> <p>4. 試験練り</p> <p>受注者は、舗設に先<u>立</u>って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。</p> <p>5-7-7 アスファルト舗装工</p> <p>3. セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工に先<u>立</u>って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-7-12 コンクリート舗装工</p> <p>3. セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-10-14 骨材再生工</p> <p>1. 骨材再生工の施工</p> <p>骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1章1-1-19建設副産物の規定による。</p> <p>5-10-15 運搬処理工</p> <p>1. 工事現場発生品の規定</p> <p>工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1章1-1-18工事現場発生品の規定による。</p> <p>2. 建設副産物の規定</p> <p>工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1章1-1-19建設副産物の規定による。</p>	<p>字句の修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正および字句の修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第11節 仮設工</p> <p>5-11-5 土留・仮締切工</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省仮締切堤設置基準（案）の規定による。</p> <p>5-11-23 足場工</p> <p>受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p> <p>第13節 工場製作工（共通）</p> <p>5-13-3 桁製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>製作加工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 原寸</p> <p>① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p> <p>ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。</p> <p>② 受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第10章 コンクリート橋上部</p> <p>第1節 適用</p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下によるものとする。</p>	<p>第11節 仮設工</p> <p>5-11-5 土留・仮締切工</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成22年6月）の規定による。</p> <p>5-11-23 足場工</p> <p>受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p> <p>第13節 工場製作工（共通）</p> <p>5-13-3 桁製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>製作加工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 原寸</p> <p>① 受注者は、工作に着手する前にコンピューターによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">〔2行削除〕</p> <p>② 受注者は、上記①においてコンピューターによる原寸システム等を使用しない場合は監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">なお、鋼材のPCM値を低減すれば余熱温度を低減できる。この場合の余熱温度は表3-2-52とする。</p> <p style="text-align: center;">第10章 コンクリート橋上部</p> <p>第1節 適用</p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下によるものとする。</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>国土交通省 土木工事共通仕様書と整合を図り修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 <u>(案)</u> (以下、「要領 <u>(案)</u>」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定</p> <p>コンクリート微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下によるものとする。</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 <u>(案)</u> (以下、「要領 <u>(案)</u>」という。)」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p> <p>国土開発技術研究センター プレビーム合成 <u>げた</u> 橋設計施工指針 (平成9年7月)</p> <p>第5節 PC橋工</p> <p>10-5-6 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p>10-6-2 プレビーム桁製作工(現場)</p> <p>2. リリース(応力解放)の施工</p> <p>リリース(応力解放)の施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの <u>圧縮強度</u> は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の <u>1.7倍以上で、かつ</u> 設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>10-6-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 <u>↓</u> (以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定</p> <p>コンクリート微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下によるものとする。</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 <u>↓</u> (以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>国土技術研究センター プレビーム合成 <u>桁</u> 橋設計施工指針 (平成30年8月)</p> <p>第5節 PC橋工</p> <p>10-5-6 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p>10-6-2 プレビーム桁製作工(現場)</p> <p>2. リリース(応力解放)の施工</p> <p>リリース(応力解放)の施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が <u>圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が</u> 設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>10-6-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表記の修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正および表記の修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第7節 PCホロースラブ橋工</p> <p>10-7-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第7節 PCホロースラブ橋工</p> <p>10-7-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
<p>第8節 RCホロースラブ橋工</p> <p>10-8-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第8節 RCホロースラブ橋工</p> <p>10-8-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
<p>第10節 PC箱桁橋工</p> <p>10-10-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第10節 PC箱桁橋工</p> <p>10-10-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
<p>第11節 PC片持箱桁橋工</p> <p>10-11-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第11節 PC片持箱桁橋工</p> <p>10-11-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
<p>第11章 鋼橋上部</p>	<p>第11章 鋼橋上部</p>	
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正
<p>第5節 鋼橋架設工</p> <p>11-5-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会、平成16年4月) 第5章 支承の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第5節 鋼橋架設工</p> <p>11-5-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第12章 橋梁下部</p> <p>第1節 適用</p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下によるものとする。 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 <u>(案)</u>（以下、「要領 <u>(案)</u>」という。）」（国土交通省 平成30年10月）に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 <u>(案)</u>（以下、「要領 <u>(案)</u>」という。）」に従い行わなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p> <p>第6節 橋台工 12-6-8 橋台躯体工 4. 適用規定 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 <u>第5章</u> 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8節 鋼製橋脚工 12-8-9 橋脚フーチング工 6. フーチングの箱抜き施工 受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 <u>第5章</u> 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第12章 橋梁下部</p> <p>第1節 適用</p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下によるものとする。 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 <u>↓</u>（以下、「要領」という。）」（国土交通省 平成30年10月）に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 <u>↓</u>（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>第6節 橋台工 12-6-8 橋台躯体工 4. 適用規定 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 <u>第6章</u> 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8節 鋼製橋脚工 12-8-9 橋脚フーチング工 6. フーチングの箱抜き施工 受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 <u>第6章</u> 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>12-8-11 現場継手工</p> <p>2. 適用規定 (2)</p> <p>受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋 <u> </u> 編) <u>18</u>章 施工」(日本道路協会、平成<u>24</u>年<u>3</u>月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第13章 頭首工</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>13-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>次の基準類によらなければならない</u>。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に<u>確認を求めなければならない</u>。</p> <p>(2) 河川砂防技術基準 (案) 国土交通省</p> <p style="text-align: center;">第 <u>24</u>章 <u>ほ場整備工</u></p> <p>第1節 適用</p> <p><u>24-1-1 適用</u></p> <p>本章は、<u>ほ場整備工事</u>の整地工、水路工及び<u>道路工</u>その他これに類する工種について適用するものとする。立坑その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>第2節 一般事項</p> <p><u>24-2-1 適用すべき諸基準</u></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計<u>基準及び運用・解説</u> 計画「ほ場整備 (水田)」 農林水産省農村振興局監修 (平成25年4月 <u> </u>)</p> <p><u>24-2-2 一般事項</u></p>	<p>12-8-11 現場継手工</p> <p>2. 適用規定 (2)</p> <p>受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋・<u>鋼部材編</u>) <u>第20</u>章 <u> </u> 施工」(日本道路協会、平成<u>29</u>年<u>11</u>月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章 <u> </u> 架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第13章 頭首工</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>13-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記の基準類による。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない</u>。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と<u>協議しなければならない</u>。</p> <p>(2) 河川砂防技術基準 (<u>令和元年7月</u>) 国土交通省</p> <p style="text-align: center;">第<u>16</u>章 <u>区画整理</u></p> <p>第1節 適用</p> <p><u>16-1-1 適用</u></p> <p>本章は、<u>農地区画の再形成と農地の集団化を目的とした区画の造成を行う区画整理事工</u> (「<u>ほ場整備工事</u>」と同義)の整地工、水路工及びその他これに<u>附帯</u>する工種について適用するものとする。</p> <p>第2節 一般事項</p> <p><u>16-2-1 適用すべき諸基準</u></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計<u>基準</u> 計画「ほ場整備 (水田)」 農林水産省農村振興局 (平成25年4月 <u>19日付</u>)</p> <p><u>16-2-2 一般事項</u></p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>国土交通省 土木工事共通仕様書と整合を図り修正ならびに諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>名称の変更ならびに記載位置の移動</p> <p>文章の適正化を図り修正</p> <p>文章の適正化を図り修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第3節 整地工</p> <p>24-3-1 整地工</p> <p>24-3-2 法面整形工</p> <p>24-3-3 進入路工</p> <p>24-3-4 暗渠排水工</p> <p>暗渠排水工の施工については、第17章 暗渠排水工の規定による。</p> <p>24-3-5 客土工</p> <p>客土工の施工については、第16章 客土工の規定による。</p> <p>24-3-6 付帯工</p> <p>24-3-7 植生工</p> <p>24-3-8 残土処理工</p> <p>24-3-9 構造物取壊し工</p> <p>第4節 用水路工（開水路）</p> <p>24-4-1 作業土工</p> <p>24-4-2 法面整形工</p> <p>24-4-3 植生工</p> <p>24-4-4 用水路工</p> <p>24-4-5 取水工</p> <p>24-4-6 付帯工</p> <p>柵、管渠、呑口、吐口の施工に当たっては、本章24-4-4 用水路工の規定により設計図書に示す位置、構造で設置するものとする。</p> <p>なお、現地に適合しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>第5節 用水路工（管水路）</p> <p>24-5-1 管水路工</p> <p>第6節 排水路工</p> <p>24-6-1 作業土工</p> <p>24-6-2 法面整形工</p> <p>24-6-3 植生工</p> <p>24-6-4 排水路工</p> <p>24-6-5 付帯工</p> <p>付帯工の施工については、本章24-4-6付帯工の規定によるものとする。</p> <p>第7節 道路工</p> <p>24-7-1 掘削工</p> <p>24-7-2 路体盛土工</p>	<p>第3節 整地工</p> <p>16-3-1 整地工</p> <p>16-3-2 法面整形工</p> <p>16-3-3 進入路工</p> <p>16-3-4 暗渠排水工</p> <p>暗渠排水工の施工については、第18章 暗渠排水工の規定による。</p> <p>16-3-5 客土工</p> <p>客土工の施工については、第17章 客土工の規定による。</p> <p>16-3-6 付帯工</p> <p>16-3-7 植生工</p> <p>16-3-8 残土処理工</p> <p>16-3-9 構造物取壊し工</p> <p>第4節 用水路工（開水路）</p> <p>16-4-1 作業土工</p> <p>16-4-2 法面整形工</p> <p>16-4-3 植生工</p> <p>16-4-4 用水路工</p> <p>16-4-5 取水工</p> <p>16-4-6 付帯工</p> <p>柵、管渠、呑口、吐口の施工に当たっては、本章16-4-4 用水路工の規定により設計図書に示す位置、構造で設置するものとする。</p> <p>なお、現地に適合しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>第5節 用水路工（管水路）</p> <p>16-5-1 管水路工</p> <p>第6節 排水路工</p> <p>16-6-1 作業土工</p> <p>16-6-2 法面整形工</p> <p>16-6-3 植生工</p> <p>16-6-4 排水路工</p> <p>16-6-5 付帯工</p> <p>付帯工の施工については、本章16-4-6付帯工の規定によるものとする。</p> <p>第7節 道路工</p> <p>16-7-1 掘削工</p> <p>16-7-2 路体盛土工</p>	

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>24-7-3 路床盛土工 24-7-4 法面整形工 24-7-5 植生工 24-7-6 吹付工 24-7-7 舗装準備工 24-7-8 アスファルト舗装工 24-7-9 コンクリート舗装工 24-7-10 砂利舗装工</p> <p style="text-align: center;">第16章 客土</p> <p>第1節 通則 16-1-1 適用範囲 16-1-2 一般事項</p> <p>第2節 客土工 16-2-1 採土</p> <p>第3節 運搬 16-3-1 ダンプトラック運搬 16-3-2 スクレーブドーザ運搬 16-3-3 中間たい積</p> <p>第4節 散布 16-4-1 散布</p> <p style="text-align: center;">第17章 暗渠排水</p> <p>第1節 通則 17-1-1 適用の範囲 17-1-2 一般事項</p> <p>第2節 掘削 17-2-1 掘削</p>	<p>16-7-3 路床盛土工 16-7-4 法面整形工 16-7-5 植生工 16-7-6 吹付工 16-7-7 舗装準備工 16-7-8 アスファルト舗装工 16-7-9 コンクリート舗装工 16-7-10 砂利舗装工</p> <p style="text-align: center;">第17章 客土</p> <p>第1節 通則 17-1-1 適用範囲 17-1-2 一般事項</p> <p>第2節 客土工 17-2-1 採土</p> <p>第3節 運搬 17-3-1 ダンプトラック運搬 17-3-2 スクレーブドーザ運搬 17-3-3 中間たい積</p> <p>第4節 散布 17-4-1 散布</p> <p style="text-align: center;">第18章 暗渠排水</p> <p>第1節 通則 18-1-1 適用の範囲 18-1-2 一般事項</p> <p>第2節 掘削 18-2-1 掘削</p>	

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第3節 配管</p> <p>17-3-1 一般</p> <p>17-3-2 管の敷設</p> <p style="text-align: center;">第18章 防災林</p> <p>第1節 新植の地ごしらえ作業</p> <p>18-1-1 防火帯</p> <p>防火帯の刈払い作業は、第20章 20-2-4 第2項 防火帯刈払い作業による。</p> <p>18-1-2 地床植生の刈払い及び末木枝条の処理</p> <p>2. 機械による地ごしらえの地床植生及び伐根枝条等の処理は、第20章 第2節 障害物処理の関係条項による。</p> <p>18-1-3 火入れ</p> <p>火入れ作業は、第20章 20-2-5 火入れ作業による。</p> <p>18-1-4 耕起作業</p> <p>耕起作業の耕法と回数は別に指定するものとし、施工は、第20章 20-6-1 耕起作業による。</p> <p>なお、耕起深は20cmとする。</p> <p>第2節 既存林の筋刈地ごしらえ作業</p> <p>18-2-1 刈払い</p> <p>第3節 植付け作業</p> <p>18-3-1 植栽計画</p> <p>18-3-2 苗木の規格寸法</p> <p>18-3-3 仮植え及び小運搬</p> <p>18-3-4 植付け間隔</p> <p>18-3-5 植付け方法</p> <p>第4節 施肥作業</p> <p>18-4-1 施肥方法</p> <p>第5節 殺そ(ねずみ)剤散布作業</p> <p>18-5-1 散布方法</p>	<p>第3節 配管</p> <p>18-3-1 一般</p> <p>18-3-2 管の敷設</p> <p style="text-align: center;">第19章 防災林</p> <p>第1節 新植の地ごしらえ作業</p> <p>19-1-1 防火帯</p> <p>防火帯の刈払い作業は、第21章 21-2-4 第2項 防火帯刈払い作業による。</p> <p>19-1-2 地床植生の刈払い及び末木枝条の処理</p> <p>2. 機械による地ごしらえの地床植生及び伐根枝条等の処理は、第21章 第2節 障害物処理の関係条項による。</p> <p>19-1-3 火入れ</p> <p>火入れ作業は、第21章 21-2-5 火入れ作業による。</p> <p>19-1-4 耕起作業</p> <p>耕起作業の耕法と回数は別に指定するものとし、施工は、第21章 21-6-1 耕起作業による。</p> <p>なお、耕起深は20cmとする。</p> <p>第2節 既存林の筋刈地ごしらえ作業</p> <p>19-2-1 刈払い</p> <p>第3節 植付け作業</p> <p>19-3-1 植栽計画</p> <p>19-3-2 苗木の規格寸法</p> <p>19-3-3 仮植え及び小運搬</p> <p>19-3-4 植付け間隔</p> <p>19-3-5 植付け方法</p> <p>第4節 施肥作業</p> <p>19-4-1 施肥方法</p> <p>第5節 殺そ(ねずみ)剤散布作業</p> <p>19-5-1 散布方法</p>	

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第6節 下刈作業 18-6-1 全刈、筋刈、坪刈</p> <p>第7節 補植作業 18-7-1 補植対象木 18-7-2 植栽計画及び仮植方法 植栽計画は、第18章 18-3-1、仮植方法は第18章 18-3-3による。 18-7-3 補植方法 2. 植付け方法は、第18章 18-3-5による。 18-7-4 天然林の補植 2. 天然林は、かん木以外の幼令木以上はすべて存置し、植付けする苗木は、天然林の樹冠の下に ならない位置に第18章 18-3-4に示す間隔により植付けるものとする。 3. 植付方法は、第18章 18-3-5による。</p> <p>第8節 活着歩合 18-8-1 活着調査 18-8-2 枯損率</p> <p>第9節 標識の設置 18-9-1 標識と設置位置</p> <p style="text-align: center;">第19章 雑用水施設 (参考)</p> <p>第1節 構造物 19-1-1 防水工 19-1-2 漏水試験 19-1-3 上屋工事 19-1-4 電気設備工事 19-1-5 圧力水槽</p> <p>第2節 管路 19-2-1 管路の掘削 19-2-2 管の布設 配管工事（切断・接合・組立）について、適切に作業を行うことができる十分な技能を有した配 水管技能者（日本水道協会）または、これと同等以上の資格を有する者を従事させなければなら ない。 なお、資格種別については表19-2-1のとおりとする。</p>	<p>第6節 下刈作業 19-6-1 全刈、筋刈、坪刈</p> <p>第7節 補植作業 19-7-1 補植対象木 19-7-2 植栽計画及び仮植方法 植栽計画は、第19章 19-3-1、仮植方法は第19章 19-3-3による。 19-7-3 補植方法 2. 植付け方法は、第19章 19-3-5による。 19-7-4 天然林の補植 2. 天然林は、かん木以外の幼令木以上はすべて存置し、植付けする苗木は、天然林の樹冠の下に ならない位置に第19章 19-3-4に示す間隔により植付けるものとする。 3. 植付方法は、第19章 19-3-5による。</p> <p>第8節 活着歩合 19-8-1 活着調査 19-8-2 枯損率</p> <p>第9節 標識の設置 19-9-1 標識と設置位置</p> <p style="text-align: center;">第20章 雑用水施設 (参考)</p> <p>第1節 構造物 20-1-1 防水工 20-1-2 漏水試験 20-1-3 上屋工事 20-1-4 電気設備工事 20-1-5 圧力水槽</p> <p>第2節 管路 20-2-1 管路の掘削 20-2-2 管の布設 配管工事（切断・接合・組立）について、適切に作業を行うことができる十分な技能を有した 配水管技能者（日本水道協会）または、これと同等以上の資格を有する者を従事させなければな らない。 なお、資格種別については表20-2-1のとおりとする。</p>	

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由																								
<p>表19-2-1 継手施工資格者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">証明する資格証等</th> <th style="width: 33%;">資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者（一般）</td> <td>配水管技能者登録証（一般）</td> <td>（社）日本水道協会（認定のみ）</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事配管技能者講習会修了者</td> <td>給水装置工事配管技能者講習会修了証書</td> <td>（財）給水工事技術振興財団</td> </tr> <tr> <td>配水管施工技能者</td> <td>配水管施工技能者資格認定書 または 配管技工（1級）資格認定証</td> <td>日本水道協会北海道地方支部</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、給水装置工事（給水管の継替等）がある場合は、給水装置工事主任技術者（厚生労働大臣認定）を、配管（接合）及びサドル分水栓穿孔に従事する者には、配水管施工技能者（日本水道協会北海道地方支部）、給水装置工事配管技能者（（財）給水工事技術振興財団）、またはそれと同等以上の資格を有する者を従事させなければならない。</p> <p>19-2-3 管の接合 19-2-4 管の防護 19-2-5 埋戻し 19-2-6 通水試験 19-2-7 水圧試験</p> <p>第3節 給配水施設の消毒 19-3-1 消毒の方法</p> <p style="text-align: center;">第20章 農用地造成</p> <p>第1節 通則 20-1-1 適用範囲 20-1-2 一般</p> <p>第2節 障害物処理 20-2-1 抜根作業 20-2-2 排根作業 20-2-3 土坊主及び野地坊主処理作業 2. 切断排除における堆積については、第20章 20-2-2の第2, 3項を準用する。 20-2-4 笹及び野草等の処理作業 20-2-5 火入れ作業</p>	名称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者	配水管技能者（一般）	配水管技能者登録証（一般）	（社）日本水道協会（認定のみ）	給水装置工事配管技能者講習会修了者	給水装置工事配管技能者講習会修了証書	（財）給水工事技術振興財団	配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定書 または 配管技工（1級）資格認定証	日本水道協会北海道地方支部	<p>表20-2-1 継手施工資格者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">証明する資格証等</th> <th style="width: 33%;">資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者（一般）</td> <td>配水管技能者登録証（一般）</td> <td>（社）日本水道協会（認定のみ）</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事配管技能者講習会修了者</td> <td>給水装置工事配管技能者講習会修了証書</td> <td>（財）給水工事技術振興財団</td> </tr> <tr> <td>配水管施工技能者</td> <td>配水管施工技能者資格認定書 または 配管技工（1級）資格認定証</td> <td>日本水道協会北海道地方支部</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、給水装置工事（給水管の継替等）がある場合は、給水装置工事主任技術者（厚生労働大臣認定）を、配管（接合）及びサドル分水栓穿孔に従事する者には、配水管施工技能者（日本水道協会北海道地方支部）、給水装置工事配管技能者（（財）給水工事技術振興財団）、またはそれと同等以上の資格を有する者を従事させなければならない。</p> <p>20-2-3 管の接合 20-2-4 管の防護 20-2-5 埋戻し 20-2-6 通水試験 20-2-7 水圧試験</p> <p>第3節 給配水施設の消毒 20-3-1 消毒の方法</p> <p style="text-align: center;">第21章 農用地造成</p> <p>第1節 通則 21-1-1 適用範囲 21-1-2 一般</p> <p>第2節 障害物処理 21-2-1 抜根作業範囲 21-2-2 排根作業範囲 21-2-3 土坊主及び野地坊主処理作業 2. 切断排除における堆積については、第21章 21-2-2の第2, 3項を準用する。 21-2-4 笹及び野草等の処理作業 21-2-5 火入れ作業</p>	名称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者	配水管技能者（一般）	配水管技能者登録証（一般）	（社）日本水道協会（認定のみ）	給水装置工事配管技能者講習会修了者	給水装置工事配管技能者講習会修了証書	（財）給水工事技術振興財団	配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定書 または 配管技工（1級）資格認定証	日本水道協会北海道地方支部	
名称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者																								
配水管技能者（一般）	配水管技能者登録証（一般）	（社）日本水道協会（認定のみ）																								
給水装置工事配管技能者講習会修了者	給水装置工事配管技能者講習会修了証書	（財）給水工事技術振興財団																								
配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定書 または 配管技工（1級）資格認定証	日本水道協会北海道地方支部																								
名称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者																								
配水管技能者（一般）	配水管技能者登録証（一般）	（社）日本水道協会（認定のみ）																								
給水装置工事配管技能者講習会修了者	給水装置工事配管技能者講習会修了証書	（財）給水工事技術振興財団																								
配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定書 または 配管技工（1級）資格認定証	日本水道協会北海道地方支部																								

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>20-2-6 雑物及び石礫除去</p> <p>第3節 不陸ならし</p> <p>20-3-1 不陸ならし作業</p> <p>第4節 表土処理</p> <p>20-4-1 表土剥ぎ取り</p> <p>20-4-2 表土整地</p> <p>第5節 基盤造成</p> <p>20-5-1 基盤造成・整地</p> <p>20-5-2 法面整形工</p> <p>第6節 耕起</p> <p>20-6-1 耕起作業</p> <p>第7節 碎土</p> <p>20-7-1 碎土作業</p> <p>第8節 土壤改良</p> <p>20-8-1 土壤改良資材散布</p> <p>第9節 鎮圧</p> <p>20-9-1 鎮圧作業</p> <p>第10節 牧草は種</p> <p>20-10-1 は種作業</p> <p>第11節 心土破碎</p> <p>20-11-1 心土破碎作業</p> <p style="text-align: center;">第21章 植栽</p> <p>第1節 植栽工</p> <p>21-1-1 材料</p> <p>21-1-2 植栽工</p>	<p>21-2-6 雑物及び石礫除去</p> <p>第3節 不陸ならし</p> <p>21-3-1 不陸ならし作業</p> <p>第4節 表土処理</p> <p>21-4-1 表土剥ぎ取り</p> <p>21-4-2 表土整地</p> <p>第5節 基盤造成</p> <p>21-5-1 基盤造成・整地</p> <p>21-5-2 法面整形工</p> <p>第6節 耕起</p> <p>21-6-1 耕起作業</p> <p>第7節 碎土</p> <p>21-7-1 碎土作業</p> <p>第8節 土壤改良</p> <p>21-8-1 土壤改良資材散布</p> <p>第9節 鎮圧</p> <p>21-9-1 鎮圧作業</p> <p>第10節 牧草は種</p> <p>21-10-1 は種作業</p> <p>第11節 心土破碎</p> <p>21-11-1 心土破碎作業</p> <p style="text-align: center;">第22章 植栽</p> <p>第1節 植栽工</p> <p>22-1-1 材料</p> <p>22-1-2 植栽工</p>	

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第2節 防雪林工 開発局独自</p> <p>21-2-1 材料</p> <p>21-2-2 工法</p> <p style="text-align: center;">第22章 地すべり防止工</p> <p>第1節 適用</p> <p>22-1-1 適用</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>22-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>22-2-2 一般事項</p> <p>第3節 土工</p> <p>22-3-1 掘削工</p> <p>22-3-2 盛土工</p> <p>22-3-3 整形仕上げ工</p> <p>22-3-4 作業残土処理工</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>22-4-1 構造物取壊し工</p> <p>第5節 法面工</p> <p>22-5-1 植生工</p> <p>22-5-2 吹付工</p> <p>第6節 水抜きボーリング工</p> <p>22-6-1 水抜きボーリング工</p> <p>第7節 集水井設置工</p> <p>22-7-1 作業土工</p> <p>22-7-2 集水井工</p> <p>22-7-3 集水ボーリング工</p> <p>集水ボーリング工の施工については、第22章 22-6-1 水抜きボーリング工の規定による。</p> <p>22-7-4 排水ボーリング工</p> <p>排水ボーリング工の施工については、第22章 22-6-1 水抜きボーリング工の規定による。</p>	<p>第2節 防雪林工 開発局独自</p> <p>22-2-1 材料</p> <p>22-2-2 工法</p> <p style="text-align: center;">第23章 地すべり防止工</p> <p>第1節 適用</p> <p>23-1-1 適用</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>23-2-1 適用すべき諸基</p> <p>23-2-2 一般事項</p> <p>第3節 土工</p> <p>23-3-1 掘削工</p> <p>23-3-2 盛土工</p> <p>23-3-3 整形仕上げ工</p> <p>23-3-4 作業残土処理工</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>23-4-1 構造物取壊し工</p> <p>第5節 法面工</p> <p>23-5-1 植生工</p> <p>23-5-2 吹付工</p> <p>第6節 水抜きボーリング工</p> <p>23-6-1 水抜きボーリング工</p> <p>第7節 集水井設置工</p> <p>23-7-1 作業土工</p> <p>23-7-2 集水井工</p> <p>23-7-3 集水ボーリング工</p> <p>集水ボーリング工の施工については、第23章 23-6-1 水抜きボーリング工の規定による。</p> <p>23-7-4 排水ボーリング工</p> <p>排水ボーリング工の施工については、第23章 23-6-1 水抜きボーリング工の規定による。</p>	

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第8節 抑止杭工 <u>22-8-1</u> 作業土工 <u>22-8-2</u> 抑止杭工</p> <p>第9節 水路工 <u>22-9-1</u> 承水路工 <u>22-9-2</u> 排水路工 排水路工の施工に当たり、第22章 <u>22-9-1</u> 承水路工及び第6章 6-2-6 柵渠工の規定による。</p> <p>第10節 暗渠工 <u>22-10-1</u> 明暗渠工 1. 受注者は、明暗渠工の施工について、第22章 第9節 水路工の規定による。 3. 地下水排除のための暗渠部の施工については、第22章 <u>22-10-2</u> 暗渠工の規定による。 <u>22-10-2</u> 暗渠工</p> <p style="text-align: center;">第23章 推進工</p> <p>第1節 適用 <u>23-1-1</u> 適用</p> <p>第2節 一般事項 <u>23-2-1</u> 適用すべき諸基準 <u>23-2-2</u> 一般事項</p> <p>第3節 土工 <u>23-3-1</u> 掘削工 <u>23-3-2</u> 盛土工 <u>23-3-3</u> 作業残土処理工</p> <p>第4節 推進工 <u>23-4-1</u> 立坑工 <u>23-4-2</u> 推進機 <u>23-4-3</u> 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）</p>	<p>第8節 抑止杭工 <u>23-8-1</u> 作業土工 <u>23-8-2</u> 抑止杭工</p> <p>第9節 水路工 <u>23-9-1</u> 承水路工 <u>23-9-2</u> 排水路工 排水路工の施工に当たり、第23章 <u>23-9-1</u> 承水路工及び第6章 6-2-6 柵渠工の規定による。</p> <p>第10節 暗渠工 <u>23-10-1</u> 明暗渠工 1. 受注者は、明暗渠工の施工について、第23章 第9節 水路工の規定による。 3. 地下水排除のための暗渠部の施工については、第23章 <u>23-10-2</u> 暗渠工の規定による。 <u>23-10-2</u> 暗渠工</p> <p style="text-align: center;">第24章 推進工</p> <p>第1節 適用 <u>24-1-1</u> 適用</p> <p>第2節 一般事項 <u>24-2-1</u> 適用すべき諸基準 <u>24-2-2</u> 一般事項</p> <p>第3節 土工 <u>24-3-1</u> 掘削工 <u>24-3-2</u> 盛土工 <u>24-3-3</u> 作業残土処理工</p> <p>第4節 推進工 <u>24-4-1</u> 立坑工 <u>24-4-2</u> 推進機 <u>24-4-3</u> 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）</p>	

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
<p><u>23-4-4</u> 推進作業（開放型1刃口推進工法）</p> <p>3. 受注者は、第22章 <u>22-4-3</u>推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）の第3～12項の規定に準じて施工しなければならない。</p> <p><u>23-4-5</u> 滑材及び裏込め注入</p> <p><u>23-4-6</u> 立坑内管布設工</p> <p>第5節 仮設工</p> <p><u>23-5-1</u> 通信・換気設備工</p> <p><u>23-5-2</u> 送排泥設備工</p> <p><u>23-5-3</u> 泥水処理設備工</p> <p><u>23-5-4</u> 注入設備工</p> <p><u>23-5-5</u> 推進水替工</p> <p><u>23-5-6</u> 補助地盤改良工</p> <p style="text-align: center;">〔追加〕</p>	<p><u>24-4-4</u> 推進作業（開放型1刃口推進工法）</p> <p>3. 受注者は、第24章 <u>24-4-3</u>推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）の第3～12項の規定に準じて施工しなければならない。</p> <p><u>24-4-5</u> 滑材及び裏込め注入</p> <p><u>24-4-6</u> 立坑内管布設工</p> <p>第5節 仮設工</p> <p><u>24-5-1</u> 通信・換気設備工</p> <p><u>24-5-2</u> 送排泥設備工</p> <p><u>24-5-3</u> 泥水処理設備工</p> <p><u>24-5-4</u> 注入設備工</p> <p><u>24-5-5</u> 推進水替工</p> <p><u>24-5-6</u> 補助地盤改良工</p> <p style="text-align: center;"><u>第25章 畑かん施設工事</u></p> <p>第1節 適用</p> <p><u>25-1-1 適用</u></p> <p><u>本章は、畑地かんがい施設の硬質ポリ塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、炭素鋼鋼管の布設及びバルブ類の据付その他これに類する工種について適用するものとする。</u></p> <p>第2節 一般事項</p> <p><u>25-2-1 適用すべき諸基準</u></p> <p><u>適用すべき諸基準については、第8章 8-1-2 適用すべき諸基準の規定によるものとする。</u></p> <p><u>25-2-2 一般事項</u></p> <p><u>一般事項については、第8章 8-1-3 一般事項の規定によるものとする。</u></p> <p>第3節 土工</p> <p><u>25-3-1 作業土工（床掘り・埋戻し）</u></p> <p><u>作業土工の施工については、第5章 5-4-3 作業土工の規定によるものとする。</u></p> <p><u>25-3-2 作業残土処理工</u></p> <p><u>作業残土処理工の施工については、第2章 2-3-6 作業残土処理工の規定によるものとする。</u></p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p><u>25-4-1 構造物取壊し工</u></p> <p><u>構造物取壊し工の施工については、第5章 5-10-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。</u></p>	<p>農林水産省 土木工事共通仕様書と整合を図り新たに追加</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
[追加]	<p>第5節 管体基礎工</p> <p>25-5-1 砂基礎工 砂基礎工の施工については、第8章 8-1-5第1項 砂基礎工の規定によるものとする。</p> <p>25-5-2 碎石基礎工 碎石基礎工の施工については、第8章 8-1-5第2項 碎石基礎工の規定によるものとする。</p> <p>25-5-3 コンクリート基礎工 コンクリート基礎工の施工については、第8章 8-1-5第3項 コンクリート基礎工の規定によるものとする。</p> <p>第6節 管体工</p> <p>25-6-1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工 硬質ポリ塩化ビニル管布設工の施工については、第8章 8-1-6第1項 硬質ポリ塩化ビニル管布設工の規定によるものとする。</p> <p>25-6-2 ダクタイル鋳鉄管布設工 ダクタイル鋳鉄管布設工の施工については、第8章 8-1-6第3項 ダクタイル鋳鉄管布設工の規定によるものとする。</p> <p>25-6-3 炭素鋼鋼管布設工 炭素鋼鋼管布設工の施工については、第8章 8-1-6第4項 鋼管布設工の規定に準じるものとする。</p> <p>25-6-4 弁設置工 弁設置工の施工については、第8章 8-1-6第5項 弁設置工の規定によるものとする。</p> <p>第7節 構造物工</p> <p>25-7-1 分水工設置工 分水工設置工の施工については、第8章 8-1-7 分水弁室工の規定に準じるものとする。</p> <p>25-7-2 排泥弁室工 排泥弁室工の施工については、第8章 8-1-8 排泥弁室工の規定に準じるものとする。</p> <p>25-7-3 空気弁室工 空気弁室の施工については、第8章 8-1-9 空気弁室工の規定に準じるものとする。</p> <p>25-7-4 流量計室工 流量計室の施工については、第8章 8-1-10 流量計室工の規定に準じるものとする。</p> <p>25-7-5 制水弁室工 制水弁室の施工については、第8章 8-1-11 制水弁室工の規定に準じるものとする。</p> <p>25-7-6 スラストブロック工 スラストブロック工の施工については、第8章 8-1-13 スラストブロック工の規定によるものとする。</p> <p>第8節 付帯工</p> <p>25-8-1 用地境界杭工 用地境界杭工の施工については、第4章 4-14-5 境界ぐいの規定によるものとする。</p> <p>25-8-2 埋設物表示工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 埋設物表示テープは、設計図書に示す場合を除き二枚重ねを使用する。 2. 埋設物表示テープは、設計図書に示す埋設深で管の中心線上に敷設するものとする。 	

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
[追加]	<p>第9節 末端工</p> <p>25-9-1 給水栓設置工 <u>受注者は、設計図書に示すとおり給水栓を設置しなければならない。なお、現地状況からこれにより難しい場合、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>25-9-2 散水支管設置工 <u>受注者は、立上り管を樹高と同等の高さとし、樹高により設置高さを調整するものとする。なお、散水施設の配置は設計図書に示すとおりであるが、現地状況からこれにより難しい場合、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>25-9-3 散水器具工 <u>受注者は、工事に使用する散水器具について、事前に承認図及び試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。</u></p> <p>第10節 耕地復旧工</p> <p>25-10-1 水田復旧工</p> <p>1. 基盤整地 (1) <u>受注者は、施工機械の走行により部分的な過転圧とならないように、また沈下が発生しないよう施工しなければならない。</u> (2) <u>受注者は、基盤整地施工に当たり、常に良好な排水状態を維持しなければならない。</u></p> <p>2. 畦畔築立 (1) <u>受注者は、事前に実施した測量図に合致するよう畦畔を設け、締固めを行い規定の断面に復旧しなければならない</u> (2) <u>畦畔用土は、設計図書で示す場合を除き、基盤土を流用するものとする。</u></p> <p>3. 耕起 <u>受注者は、水田をよく乾燥させた後耕起するものとし、設計図書で示す場合を除き原則1筆全体を行わなければならない。</u></p> <p>25-10-2 畑地復旧工</p> <p>1. 基盤整地 (1) <u>受注者は、周辺部分の基盤高と合せ整地しなければならない。</u> (2) <u>受注者は、施工機械の走行により部分的な過転圧とならないように、また沈下が発生しないよう施工しなければならない。</u> (3) <u>受注者は、基盤整地施工に当たり、常に良好な排水状態を維持しなければならない。</u></p> <p>2. 砕土 (1) <u>受注者は、設計図書に示された順序と方法で、砕土を施工しなければならない。</u> (2) <u>受注者は、砕土に当たり、適切な耕土の水分状態のときに行わなければならない。</u> (3) <u>砕土作業においては、耕土の極端な移動があってはならない。</u></p> <p>第11節 道路復旧工</p> <p>25-11-1 舗装準備工 <u>舗装準備工の施工については、第5章 5-7-5 舗装準備工の規定によるものとする。</u></p> <p>25-11-2 アスファルト舗装工 <u>アスファルト舗装工の施工については、第5章 5-7-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。</u></p> <p>25-11-3 コンクリート舗装工 <u>コンクリート舗装工の施工については、第5章 5-7-12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。</u></p> <p>25-11-4 砂利舗装工 <u>砂利舗装工の施工については、第16章 16-7-10 砂利舗装工の規定によるものとする。</u></p>	

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成31年度)	改 定 (令和2年度)	改 定 理 由
[追加]	<p><u>25-11-5 道路用側溝工</u> 道路用側溝工の施工については、第5章 5-4-29 道路用側溝工の規定によるものとする。</p> <p><u>25-11-6 区画線工</u> 区画線工の施工については、第5章 5-4-9 区画線工の規定によるものとする。</p> <p><u>25-11-7 縁石工</u> 縁石工の施工については、第5章 5-4-5 縁石工の規定によるものとする。</p> <p>第12節 水路復旧工</p> <p><u>25-12-1 一般事項</u> 受注者は、従前の機能、効用、耐久性等必要な条件を具備するよう水路を復旧しなければならない。</p> <p><u>25-12-2 土水路工</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>土水路は、設計図書で示す場合を除き、基盤土を利用し整形するものとする。</u> 2. <u>受注者は、設計図書で示す場合を除き、現場発生土を再利用し施工するものとする。</u> <u>ただし、発生土が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。</u> <p><u>25-12-3 プレキャスト水路工</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>受注者は、前後の水路底と天端高を合せ、たるみ、盛り上がりのないようプレキャスト水路を敷設しなければならない。</u> 2. <u>プレキャスト水路の施工方法については、第6章 6-2-3 プレキャスト開渠工の規定によるものとする。</u> 3. <u>受注者は、設計図書で示す場合を除き、現場発生材を再利用し施工するものとする。</u> <u>ただし、発生材が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。</u> 	